

令和元年12月20日  
(教)高校教育課  
教科指導係：内線4646  
(教)管理課  
支援助成係：内線4070

## 令和元年台風第19号により被災した生徒等の 群馬県立高等学校等への入学等の取扱指針

高校教育課

令和元年台風第19号(以下「台風第19号」という。)により、被災した生徒等が、群馬県立高等学校及び群馬県立中等教育学校を志願する場合の取扱いについては、下記のとおりとする。

### 記

#### 1. 令和元年度及び令和2年度に群馬県立高等学校等へ転入学を志願する者について

##### (1) 対象となる者

台風第19号により被災した高校生等<sup>※1</sup>で、県外から本県内<sup>※2</sup>に保護者と共に転居することとなったため、在籍校へ通えなくなった者

※1 令和元年10月14日現在、台風第19号に係る激甚災害を指定又は災害救助法を適用された地域に居所があり、かつ、台風第19号により被災した高校生等

※2 隣接県協定に基づき、隣接県の隣接学区・地域から群馬県公立高等学校を受検できる指定市町村を含む。

◇ 事情により住民票を異動ができていない場合であっても対象とする。

##### (2) 対象となる検査等

転入学を志願する者に対して校長が定める検査等

##### (3) 取扱いの内容

① 受入れについては、校長の判断により弾力的に取り扱うこととする。

また、既に定員を満たしている高等学校等についても可能な限り受け入れる。

② 転入学検査の方法及び合否の判定については、校長の裁量とする。

③ 転入学の資格の確認及び提出書類等については、原則として通常の転入学と同様とする。ただし、転入学に係る願書は別添様式のとおりとする。

④ (教)管理課が別途定める免除運用基準に基づく受検料及び入学料の免除の対象とする。

##### (4) その他

上記以外についても、事情により必要がある場合は、別途協議する。

## 2 令和2年度群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項(以下「選抜実施要項」という。)に基づき群馬県立高等学校への入学を志願する者について

### (1) 対象となる者

台風第19号により被災した中学生等<sup>※1</sup>で、次のいずれかに該当し、県立学校入学後も引き続き本県内<sup>※2</sup>から通学することが確実な者

① 県外から本県内<sup>※2</sup>に、又は本県内の従前居所から本県内の他の地域<sup>※2</sup>に保護者と共に転居することとなったため、在籍校へ通えなくなった者として、本県内<sup>※2</sup>の中学校等への受け入れが行われ、引き続き在籍する者

② 県外から令和2年4月1日までに保護者と共に本県内<sup>※2</sup>に転居することが確実な者

③ 発災日の前日から引き続き被災後も本県内<sup>※2</sup>の同一の中学校等に在籍する者

※1 令和元年10月14日現在、台風第19号に係る激甚災害を指定、又は災害救助法を適用された地域に居所があり、かつ、台風第19号により被災した中学生等。ただし、令和元年10月14日現在、同一世帯の構成員だった者について、いずれかの構成員について、罹災証明書の交付を受けられる者に限る。

※2 隣接県協定に基づき、隣接県の隣接学区・地域から群馬県公立高等学校を受検できる指定市町村を含む。

◇ 事情により住民票を異動できていない場合であっても対象とする。

### (2) 対象となる入学者選抜の種類

選抜実施要項における全ての入学者選抜とする。

### (3) 取扱いの内容

(教) 管理課が別途定める免除運用基準に基づく受検料及び入学料の免除の対象とする。

### (4) その他

① 令和2年度の選抜実施要項は令和元年8月に公表済みである。

② 上記以外についても、事情により必要がある場合は、別途協議する。

令和元年台風第19号により被災した生徒等の群馬県立高等学校等への転入学等願書

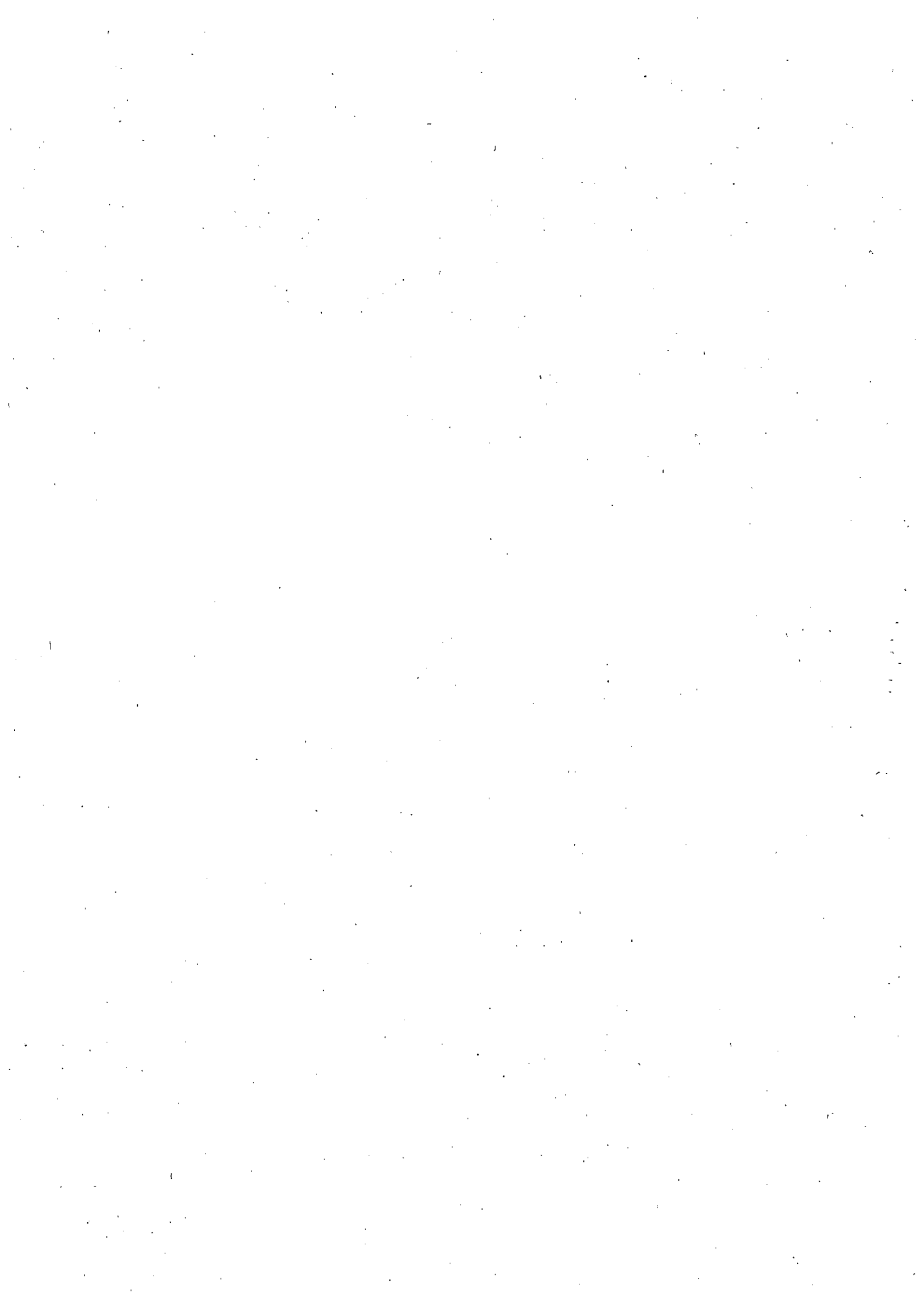
令和 年 月 日

群馬県立 学校長 様

私は、貴校 課程 科(部) コース第 学年に志願いたします。

志願者	ふりがな			男・女	平成 年 月 日生	年 齢	歳
	氏名						
	新住所	(〒 )					
	被災時点の住所	(〒 )					
連絡先電話番号							
出身中学校等		立	学校 (平成・令和 年 月卒業)				
在籍高等学校等		立	学校	課程	科(部)	コース	(平成・令和 年 月入学 学年)
保護者等	氏名		⑩	続柄・志願者との関係			
	住所	(〒 )					
	連絡先電話番号						
転居(予定)日		月 日	転入学等希望日		月 日		
転入学等を志願する理由		被災の状況					
		<input type="checkbox"/> 群馬県内に保護者とともに転居する。 <input type="checkbox"/> 保護者に代わり志願者の身元を引き受ける者(身元引受人)と同居する。 <input type="checkbox"/> その他( )					
添付書類		<input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 成績証明書 <input type="checkbox"/> 志願者と保護者等の居住地(転居予定地)の住所を証明する書類 <input type="checkbox"/> 身元引受書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 在籍高等学校等の転学照会状 <input type="checkbox"/> その他( )					

※該当する□に☑を記入する。



# 令和元年台風第19号により被災した生徒等の群馬県立高等学校等への 令和元年度及び令和2年度入学に係る入学料等の免除についての運用基準

管理課

「令和元年台風第19号により被災した生徒等の群馬県立高等学校等への入学等の取扱指針」(令和元年12月20日付け高教第311-20号高校教育課長通知)(以下「指針」という。)に基づいて受け入れようとする者に係る入学料等の免除の取扱い等について、群馬県立学校の入学料等に関する条例(昭和23年群馬県条例第18号。以下「条例」という。)及び群馬県立学校の入学料等に関する条例施行規則(平成22年群馬県教育委員会規則第14号。以下「規則」という。)の規定に基づき、必要な事項を次のとおり定める。

## 第1 受検料及び入学料の免除

- (1) 規則第2条第1項の規定に基づき教育長が別に定める者は、指針に基づき令和元年度及び令和2年度の入学(転入学を含む。以下同じ。)を志願する者又は入学を許可された者とする。
- (2) 規則第2条第2項の願書(以下「免除願」という。)は、別紙様式を用いることとする。
- (3) 規則第2条第2項の規定により受検料の免除を受けようとする者は、入学願書とともに受検料免除願(様式1-1号又は様式1-2号)を校長に提出するものとする。ただし、事後に提出することを妨げるものではない。
- (4) 規則第2条第2項の規定により入学料の免除を受けようとする者は、入学手続時、別紙様式(様式2号)を校長に提出するものとする。
- (5) 規則第3条の教育長が別に定める事項は、指針に定める対象となる者の要件とする。
- (6) 校長は、規則第3条の規定により免除を認可したときは、別紙様式(様式3号)により通知する。
- (7) 校長は、受検料又は入学料の免除を認可された者が受検料又は入学料を納付しているときは、群馬県収入証紙条例施行規則(昭和41年3月15日規則第13号)第17条第1項又は群馬県財務規則(平成3年3月25日規則第18号)第62条第2項の規定により過誤納の額に相当する金額を還付するものとする。
- (8) 校長は、入学願書とともに受検料免除願を提出した者については、免除の認可までの間、受検料の納付を猶予することとする。
- (9) 受検料免除願を提出したにもかかわらず、証紙を貼り付けた入学願書等の提出があったときは、群馬県収入証紙条例施行規則第5条の規定により消印を押印した後、(7)の処理を行うものとする。

### 【参考】規則

第二条 条例第三条の三の規則で定める者は、非常災害その他特別な事由の発生の都度、教育長が別に定める者とする。

2 条例第三条の三の規定により受検料及び入学料の全部の免除を受けようとする者は、願書を校長に提出しなければならない。

第三条 校長は、前条の願書を受け付けたときは、教育長が別に定める事項を調査し、審査の上、免除の認可の可否を決定しなければならない。

## 第2 授業料免除・授業料免除相当生徒認定事務

指針に基づき入学を許可された者の授業料については、条例、規則及び授業料免除取扱要領に基づき、次のとおり取扱う。

高等学校等就学支援金の受給資格区分	認可・認定区分	免除基準区分
受給資格のない者	授業料免除を認可	第1号該当
受給資格者(条例第9条第2項に定める者)	授業料免除相当生徒として認定	

## 第3 適用期間

受検料及び入学料の免除については、令和元年度及び令和2年度



# 令和元年台風第19号に伴う被災生徒に対する 修学支援事業実施要領

制定 令和元年12月20日 群馬県教育委員会

## 1 目的

「令和元年台風第19号により被災した生徒等の群馬県立高等学校等への入学等の取扱指針」（令和元年12月20日付け高教第311-20号高校教育課通知）に基づいて受け入れようとする者及び現に在学中で「県立学校生徒の授業料免除取扱要領」（平成29年4月1日付け教管第203-1号管理課通知）の第2（1）に該当する者（以下「被災生徒」という。）に対し、各学校の教育活動の範囲内で必要となる教材等を現物給付することにより、その修学を支援することを目的とする。

## 2 支援対象

被災生徒

なお、本県の県立学校の在学期間及び生徒保護者の就労状況は問わないものとする。

## 3 支援方法

各学校が被災生徒の修学に必要な物品等を県費で購入し、当該生徒に対して現物給付する。

## 4 給付内容

### (1) 現物給付の対象となるもの

- ア 教材……教科書、副教材、実習用具等
- イ 体育着等…体育着、体育館シューズ、上履き、実習着、安全靴等
- ウ 制服……制服（夏服を含む。）及びクリーニング代
- エ その他……学年費、学級費等の名目で徴収される経費のうち実費負担分

### (2) 現物給付の対象とならないもの

- ア 修学旅行費（短期の旅行、スキー旅行を含む。）
- イ 模擬試験代、資格試験受検料

## 5 予算執行

- (1) 各学校は、被災生徒に対する現物給付に要した経費について、当該経費を支出した日の属する月分をまとめて翌月5日までに管理課に予算要求する。なお、予算要求額が少額である場合は、数か月分をまとめて予算要求することができるものとする。
- (2) 管理課は、各学校から提出された予算要求書に基づき、速やかに予算配布を行う。なお、配布予算の節は原則として「その他需用費」とする。

## 6 適用期間

現物給付については、令和元年度及び令和2年度

## 7 その他

給付内容又は配布予算の節について疑義、要望がある場合は、各学校と管理課で協議の上、決定する。

